

株式会社 サンホーム「お家の神様」サブスクリプション契約規約

お客様（以下「甲」といいます。）及び株式会社 サンホーム（以下「乙」といいます。）は、甲が乙に提出する乙所定の契約申込書、注文書等（電子メールなどの電磁的方法を含む。）（以下「乙所定書面等」といいます。）に記載されたサブスクリプション対象作業サービスの利用について、本規約を契約の内容とする条件で、サブスクリプション契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。（改正民法第548条の2第1項）

よって、本サービスをご利用になられる甲は、必ず事前に本規約の全文をお読みいただき、ご同意いただきますようお願い致します。

第1条 本契約の成立

本契約については、甲が、本契約条項の条件に同意の上、乙所定書面等に必要事項を記入して乙に提出することを以って申込の意思表示とし、当該申込に対し、乙が異議なく承諾した時点で成立するものとします。

第2条 目的及び対象作業

本契約に基づき、甲宅において、一年に2回の点検及び軽作業工事（基本的には、点検結果に応じた甲乙合意の軽補修作業とし、乙が対応作業として説明する作業、例えば高所により放置しがちな場所の壁クラック補修・漆喰補修・屋根瓦調整補修・樋調節補修等々多種多様に渡る軽補修作業の内から甲が自由に選択する軽作業）を継続的且つ細かく実施することにより、高額な工事費用を要する本格的な工事をせざるを得ない状態に至るまでの期間を一日でも長く持続させる為のメンテナンス作業を施し、大切なお家の寿命を保つことを目的とする。

第3条 作業実施予約

一年に2回の点検及び軽作業工事実施に基づき、天候その他の事由を考慮して甲・乙相互に都合の擦り合わせを行い、契約締結日から1年先までを限度とした事前予約を設定できるものとする。

第4条 利用料金等及び支払方法

一月 3,300円（税込）と定め、各月単位での引落とし払いとし、甲が所有するクレジットカード払い（スクエア）を基本的な支払方法とする他、同カードの所有が無い場合は、甲の金融機関口座からの引落とし払いも認めるものとし、その各月分を甲が有する当該クレジットカードや口座のある金融機関と定めた毎月の引落日に、乙指定の口座に現金振込みする方法で支払うものとする。

尚、振込手数料等、当該支払いに必要な費用を要する場合は甲の負担とします。

第5条 クーリング オフ及び中途解約

1 甲は、本契約の締結日から起算して8日以内は、文書及び電磁的記録(電子メール FAX 等)をもって本契約の解除(クーリングオフといいます。)ができ、その効力は解除する旨の前記文書及び電磁的記録(電子メール、FAX 等)を発した時に生ずるものとし、

※ 詳細について、甲は、別紙、「特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書」を必ず読み、了承するものとし、

2 甲は、前項のクーリング オフ期間を経過しても、いつでも本契約を中途解約することができます。

但し、クーリング オフ期間経過後については、一月単位とし、当月末日をもっての中途解約となります。

よって、乙は中途解約月までに、甲が当年度分の2回の点検及び軽作業の実施を受け終えた上での中途解約をお勧めしますが、それは甲の判断に委ねるものとする。

第6条 契約の解除

1 乙は、甲が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、何らの催告も要することなく、本契約の全部または一部を解除することができます。

尚、本条による解除は、甲に対する損害賠償の請求を妨げません。

- ① 本規約に違反し、相当の期間を定めて口頭、書面によりその是正を勧告したにも関わらず、是正されないとき。
- ② 第三者より仮差押え、差押え、強制執行(競売等)が申立てられたとき。
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④ 支払停止または支払不能となったとき。
- ⑤ 自ら振出し、または引受けた手形もしくは小切手につき、取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき。
- ⑥ 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続を申立て、または第三者より申立てを受けたとき。
- ⑦ 営業の廃止、解散の決議をし、または事前に乙の書面による承諾を得ることなく合併、会社分割、事業譲渡等を行ったとき。
- ⑧ 死亡、後見開始、保佐開始、もしくは補助開始の審判を受けたとき。
- ⑨ 乙からの連絡等に2ヶ月以上応じないとき。
- ⑩ その他、前各号に準ずる事由が生じたとき。

2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は乙に対して負っている全ての債務について、当然に期限の利益を失い、直ちにその全額を弁済しなければなりません。

第7条 保証の否認及び免責

- 1 乙は、甲が本サービスを利用し、または利用できなかったこと、その他本サービスの利用に関連して甲が被った損害につき、乙の責に帰すべき場合を除き、これを賠償する責任を負わないものとします。
- 2 甲が乙から直接または間接に本サービスに関する何らの情報を得た場合であっても乙は甲に対し本規約において規定されている内容を超えていかなる義務も行うものではありません。
また、本サービスの履行に関して、何らかの支障が生じた場合であっても、それが甲や他の業者の施工に起因する場合、乙は一切の責任を負いません。
- 3 甲は、本サービスを利用することが、甲に適用のある法令、規則、ルール等に違反するか否かを自己の責任と負担において調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 4 本サービスに関連して甲と第三者との間において生じた紛争は、甲の責任と負担において処理して解決するものとし、乙の責に帰すべき場合を除き、乙は一切の責任を負いません。
特に本サービスの履行に関して、何らかの支障が生じた場合であっても、それが甲や他の業者の施工に起因する場合、乙は一切の責任を負いません。
- 5 乙は、乙の支配の及ばない事象、天災地変、その他の不可抗力により本サービスを履行できない場合、当該事象が継続する期間中、甲に対し債務不履行責任を負わないものとします。
- 6 本規約または消費者契約法その他の法令に基づき、乙が甲に対して損害賠償を負う場合、乙に故意または重過失がある場合を除き、乙の賠償責任は、直近1年以内の期間において、乙が甲から現実に受領した利用料金の総額を上限とします。

第8条 甲の賠償等の責任

- 1 甲は、本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場合、乙に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 2 甲による本サービスの利用に関連して、乙が、第三者から権利侵害その他の理由により請求を受けた場合、甲は当該請求に基づき乙が支払った額を乙に賠償しなければなりません。

第9条 個人情報の取扱

乙は、本契約に基づき知り得た甲の個人情報について、以下の目的等において利用します。

- 1 本サービスの履行に関する事前・事後の連絡手段等としての利用。
- 2 本サービスに関する甲乙相互の問合せ、回答時等としての利用。
- 3 本サービスに関連するサービス情報のお知らせ等としての利用。
- 4 その他、本サービスに付随する事由等に基づく利用。

第10条 第三者への委託

乙は、必要な場合にはいつでも、甲の事前の同意を得ることなく本サービスの一部または全部の履行を乙と秘密保持契約を締結した第三者に委託することができるものとします。

第11条 秘密保持

乙並びに前条規定における乙からの委託先及び甲は、本契約に基づき知り得た情報を相手方の事前の承諾なき限り、他の第三者に開示、漏洩しないものとします。

第12条 本規約等の変更

- 1 乙は、本サービスの内容を任意に変更できるものとします。
- 2 乙は、乙が必要と認めた場合、本規約をいつでも変更することができ、本サービスの利用条件は、随時、変更後の本規約によるものとします。
- 3 乙は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を乙からの連絡または乙が運営するウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知します。

第13条 地位の譲渡等

- 1 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を、第三者に対し、譲渡、貸与し、または担保に供する等の処分をすることはできません。
- 2 乙が本サービスを第三者に譲渡し、あるいは会社分割、合併等により移転した場合には、本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに甲の登録情報その他の情報を、当該譲渡等の譲受人等に譲渡することができるものとし、甲は予めこれに同意するものとします。

第14条 反社会的勢力との関係排除

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者、総会屋、半グレ関係者その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)との関係を排除するため甲は以下の各号にあげる事項に該当しないことを表明するとともに、将来に渡っても該当しないことを確約することとします。
 - ① 自らが、反社会的勢力ではないこと。

- ② 役員、実質的に経営を支配する者、重要な地位の使用人またはこれに準ずる者等が反社会的勢力でないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用する者でないこと。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を図る等、反社会的勢力の維持運営に関与しないこと。
 - ⑤ 前各号の他、反社会的勢力との社会的に非難される関係を有さないこと。
- 2 甲が前項に違反した場合または乙をして、何ら所定の証明資料等が無くとも甲の応対における言動、振る舞い等が前項各号に該当すると判断された場合、乙は通知、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するものとします。
- 3 前項により、本契約を解除されたことを理由として、甲は乙に対し何らの損害賠償請求もできないものとします。

第 15 条 管轄裁判所

本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。

第 16 条 協議解決

甲及び乙は、本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、相互に信義誠実の原則に従って協議し、速やかに解決を図ることに協力し合うものとします。

以上

※ 当該「別紙」を本サービスご利用前に必ずお読み、ご同意ください。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますサブスクリプションサービスの点検及び軽作業が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする際には、この説明書及びサブスクリプション契約規約を十分お読み下さい。

(注)特定商取引に関する法律 の適用を受ける場合:訪問販売、電話勧誘販売による取引

I. 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面及び電磁的記録(電子メール、FAX 等)を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文面をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の前記文書及び電磁的記録を発送した時に生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア)お客様(注文者)が太陽光発電・オール電化・リフォーム工事建物等を営業に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申込みまたはご契約を行った場合等

イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000 円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消の為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面及び電磁的記録(電子メール、FAX 等)によりクーリングオフすることができます。

③通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約を結んだ場合は、契約後 1 年間は契約の解除が可能になります。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

①請負書は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払いを請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態に戻すよう請求する事ができます。

⑤商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。